

五泉市農業委員会

令和 7 年 第 4 回 定例総会議事録

会議開催 令和 7 年 4 月 30 日(水) 午後 2 時 00 分
場 所 五泉市役所 4 階 401 会議室

出席委員(19 人)

1 番 渡邊 利雄	2 番 亀山 公子
3 番 大槻 彰吉	4 番 長谷川 亘
5 番 深井 秋彦	6 番 大湊 弘明
7 番 高橋 喜美子	8 番 権平 孝男
9 番 武藤 智暁	10 番 樋口 勝俊
11 番 川瀬 福司	12 番 井上 百合子
13 番 清田 ひろみ	14 番 村田 和賢
15 番 金子 郁夫	16 番 酒井 美奈子
17 番 大湊 賢吉	18 番 金子 信行
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	本間 泰巳
村松事務所長	牛腸 修啓	係 長	星 恵里子
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

- ・所有権移転案件
- ・利用権設定・転貸案件
- ・利用権設定・転貸案件

議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

8. 報告事項

報告第1号 令和6年度農地移動結果について

1 開会

司 会 はい。

皆さんお疲れ様でございます。

ご案内の時刻より、若干早うございますが、よろしければ、始めさせていただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ただいまから、令和7年第4回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第4回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中全員出席しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、 1 番・渡邊利雄 委員、 2 番・亀山公子 委員 にお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長 にお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程 6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、 3 番・大槻彰吉 委員から、報告をお願いします。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい、議長。議席番号 3 番、現地調査班 大槻です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 4 月の農地パトロールを実施いたしました。本日 9 時から私ほか、浅井 推進委員、山崎 推進委員、五十嵐義光 推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、太田 2 丁目、赤海字善願、高山、論瀬、猿和田、柄沢、町屋、尻上、橋田、土深、五泉字松木野、白山、続いて、村松地区では、石曾根字女窪、蛭野、上野、牧、寺田、南田中 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことをご報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第 1 号

議 長 続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。
最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 12 件で、売買が 1 件、贈与が 3 件、賃貸借が 7 件、使用貸借が 1 件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い

たします。

3 ページをご覧ください。

番号 1 番は、売買の案件となります。譲渡人の経営規模縮小のため、田 4 筆、合計面積 4,170 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

続きまして、番号 2 番は、贈与の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 889 m²を近隣に住む知人に贈与するものであります。

4 ページをご覧ください。

番号 3 番は、贈与の案件です。

譲渡人と譲受人は親子であります。田 7 筆、畑 1 筆、合計面積 4,148 m²を親子間で贈与するものであります。

5 ページをご覧ください。

番号 4 番は、贈与の案件です。

譲渡人は経営規模縮小のため、畑 1 筆、合計面積 248 m²を隣地で耕作をしている知人に贈与するものです。

続きまして、番号 5 番は、賃貸借の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、合計面積 2,143 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものであります。

6 ページをご覧ください。

番号 6 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 12 筆、畑 3 筆、合計面積 15,062 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

8 ページをご覧ください。

番号 7 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 1,683 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号 8 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 4 筆、畑 3 筆、合計面積 8,799 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

9 ページをご覧ください。

番号 9 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、合計面積 2,913 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

10 ページをご覧ください。

番号 10 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 4 筆、合計面積 8,712 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号 11 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 2,582 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

11 ページをご覧ください。

番号 12 番は、使用貸借の案件となります。

譲渡人は相手方の要望により、畑 2 筆、合計面積 1,503 m²を知人である新規就農者へ無償で貸し借りするものです。

なお、譲受人は、3 月総会にて新規就農された方で、現在、経営面積は 0 m²となっており、今回、新規による使用貸借であります。

13 ページから 24 ページの審査表をご覧ください。

1 番から 12 番の案件を審査したところ、すべての案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いいたします。

調査班長（大槻彰吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は牧地内の田、番号 2 番は柄沢地内の田、番号 3 番は五泉地内の田、番号 4 番は石曾根地内の畑、番号 5 番は赤海地内の田、番号 6 番は論瀬地内の田及び畑、高山地内の田及び畑、一本杉地内の田でございます。番号 7 番は上野地内の田、番号 8 番は寺田地内の田、南田中地内の田及び畑、番号 9 番、10 番、11 番は蛭野地内の田、番号 12 番は白山地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 2 号

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第4条の規定による許可申請は、総数1件であります。

27ページをご覧ください。

番号1番は、橋田地内の登記地目 田7筆、畑3筆、合計面積2,129㎡を植林とする永久転用案件であります。

35ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-（ア）」であります。

申請地は、第1種にも第3種にも該当しない第2種農地と判定されます。

中山間地域等の存在する小集団の生産性の低い農地であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大横彰吉 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は橋田地内の田及び畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第3号

議 長 続きまして、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買が2件であります。
39ページをご覧ください。

番号1番から番号3番は、ひとつの案件となります。猿和田地内の登記地目 田 10
筆、合計面積 1,602 m²を資材置場とする永久転用案件で、売買となります。

49ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)-c-(e)」であります。

申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で、第1種農地と判定され
ます。

本来転用は不許可となりますが、集落に接続して設置されるものであり、周辺への
影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による転用として、止むを
得ないものと判断いたしました。

40ページに戻っていただき、番号4番から番号5番はひとつの案件となります。

太田2丁目地内の登記地目 田 2筆、合計面積 2,010 m²を宅地分譲とする永久転用案
件で、売買となります。

56ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、都市計画用途地域内にあり、第3種農地と判定されます。

第3種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、
転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大槇彰吉 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番から番号3番は、猿和田地内の田及び畑、番号4番、5番は太田2丁目地
内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありまし
たらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号 (①所有権移転案件)

議 長 続きまして、「議第 4 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。
はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いいたします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

63 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介した売買であります。

今月は 2 件の申し出がありました。

番号 1 番から番号 4 番の内容については、令和 7 年 4 月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 1 番から番号 4 番は、売買の案件です。

番号 1 番と番号 2 番は、ひとつの案件となります。

田 3 筆、合計面積 4,898 m²、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号 3 番と番号 4 番は、ひとつの案件となります。

田 2 筆、合計面積 1,381 m²、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

59 ページと 61 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づきまして、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号(②利用権設定・転貸案件)

議 長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」について

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
135 ページの番号 53 番と番号 54 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長説明いたします。

135 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等につきましては、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

番号 53 番は、公社への貸付で、面積 1,008 m²、番号 54 番は、耕作者への転貸で、面積 1,008 m²、これらを議案書記載の金額で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第4号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号 53 番と番号 54 番は、原案

のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号53番と番号54番は、原案のとおり決定されました。

関係 委員は、入室を行ってください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」の番号53番、番号54番を除く案件についてお諮りします。事務局より説明をお願いいたします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長説明いたします。

69ページからをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

今月は先ほどご審議いただいたものを含め、29件の申し出がございました。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号1番から説明いたします。

番号1番と番号2番は、面積293㎡、番号3番と番号4番は、72ページをご覧ください。合計面積10,043.40㎡、番号5番と番号6番は、面積1,110㎡、番号7番と番号8番は、合計面積6,556㎡、番号9番と番号10番は、合計面積4,161㎡、番号11番と番号12番は、合計面積3,203㎡、番号13番と番号14番は、合計面積4,071㎡、番号15番と番号16番は、91ページをご覧ください。合計面積33,549㎡、番号17番と番号18番は、合計面積3,802㎡、番号19番と番号20番は、合計面積1,593㎡、番号21番と番号22番は、102ページをご覧ください。合計面積17,646.64㎡、番号23番と番号24番は、合計面積2,375㎡、番号25番と番号26番は、面積1,004㎡、番号27番と番号28番は、合計面積11,247㎡、番号29番と番号30番は、合計面積17,166㎡、番号31番と番号32番は、合計面積14,839㎡、番号33番と番号34番は、合計面積3,419㎡、番号35番と番号36番は、120ページをご覧ください。合計面積19,964㎡、番号37番と番号38番は、合計面積9,043㎡、番号39番と番号40番は、127ページをご覧ください。合計面積16,842㎡、番号41番と番号42番は、130ページをご覧ください。合計面積10,832㎡、番号43番と番号44番は、合計面積7,127㎡、番号45番と番号46番は、合計面積2,025㎡、番号47番と番号48番は、合計面積3,517

m²、番号 49 番と番号 50 番は、面積 3,855 m²、番号 51 番と番号 52 番は、面積 2,938 m²、番号 55 番と番号 56 番は、合計面積 1,902 m²、番号 57 番と番号 58 番は、139 ページをご覧ください。合計面積 14,426 m²、それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

ページを戻っていただきまして、65 ページと 67 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

権平孝男 委員

はい、議長。

議 長 権平孝男 委員。

権平孝男 委員

8 番 権平です。議案書の途中で、阿賀野市の生産法人アグリ SS 株式会社であります、中間管理機構を通して耕作していただけるのは、ありがたいことなんですが、もとの面積が「ゼロ」となっているということは、新規参入でありますよね。阿賀野市の地元ではどのくらい面積で経営されているのか、分かる範囲で、教えてもらいたいです。

議 長 事務局、お願いします。

藤田主査 はい、議長、説明いたします。

こちらに生産法人アグリ SS につきましては、阿賀野市で昨年発足した農業生産法人であります。前段となってる生産法人規模を拡大して、五泉市でも、法人名を新たにして、再度、立ち上げた後に、農地を借りて、就農するという事で立ち上がった生産法人であります。

前段の生産法人の農業規模の方につきましては、申し訳ございません。

詳細の方、ちょっとこちらの方でまだ押さえてございませんでした。

そちらにつきましては、確認した上でまたご説明させていただければとは思いますが、今回、阿賀野市、それから、五泉市、広域で、農地を借りて、事業を展開するという事で伺っておるものでございます。

議 長 はい、いかがでしょう。権平委員。

権平孝男 委員

はい、議長。言っている意味は分かりますけれども、「ゼロ」ということは逆に捉え

れば、新規の法人になるんです。

阿賀野市で、規模があつての話で、どのくらいの規模があつて、ある程度の経営面積があれば、頑張ってるなと思うのですが、五泉市が「ゼロ」というのは、やっぱり出し方がちょっとまずいと思います。

議 長 貴重なご意見、ありがとうございます。
事務局、補足説明、はい、どうぞ。

局 長 すみません。
私がちょっと補足をさせていただければと思いますけども、このアグリ SS 株式会社でございますが、今ほど、令和 6 年の 6 月に、法人が設立された、本拠地の所在地が阿賀野市ということで、阿賀野市農業委員会の方に新規の就農営業計画書が出されたものであります。

その中ですと、初年度については 6 町 5 反の経営予定、5 年後で 20 町を目指すということでの計画で出されていたものであります。今回の五泉市での借り受けが 5 万 5,000 m² ちょっとということで、その残りについては、阿賀野市ですとか他の市町村で、作業されてるものというふうに把握をしているところであります。以上です。

議 長 他に無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号 53 番、番号 54 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 53 番、番号 54 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 4 号 (③利用権設定・転貸案件)

議 長 続きまして、「利用権移転案件」について、お諮りします。
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長、説明いたします。
143 ページからをご覧ください。
利用権の移転とは、現在公社から転貸を受けている耕作者を新しい耕作者に変更するものです。
今月は、5 件の申し出がありました。

番号1番から番号5番です。

議案書の中で、譲渡人の欄に記載されておるのは、現在の耕作者となっております。そして、譲受人の欄に記載されておりますのが新しい耕作者となります。土地の所有者については備考欄に記載してあります。それぞれを新しい耕作者の方に変更するものでございます。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐこととなっております。

141 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第5号

議 長 続きまして、「議第5号・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

議 長 本間次長。

本間次長 はい、それでは私の方から、議第5号 農地等の利用の最適化に関する指針の改定についてご説明いたします。153 ページからご覧ください。

農業委員会に関する法律第7条第1項で、農業委員会は「農地等の利用の最適化に関する指針」を策定しなければならないと規定されております。

今回、委員の改選となりまして、3年ごとに検証・見直しを行うことになっておりますので、この度、令和4年度に策定した指針を見直して、委員の皆様へご意見を伺うものであります。

154 ページをはぐって頂きまして、ご覧ください。1. 遊休農地の解消について、遊

休農地の解消目標は、現状で１％以下となっておりますので、令和１１年度末までに「ゼロ」を目標といたしますが、当面は１％以下の維持として、新規発生と再発防止に努めるものであります。

（２）遊休農地解消の具体的な取り組み方法としては、①から③のとおりとなっております。

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

②農地中間管理機構との連携について

③非農地判断について

①から③までの取り組みとなっております。

155 ページをご覧くださいと思います。

２．担い手への農地利用集積について、（１）担い手への農地利用集積目標ですが、国の指針では担い手への集積率８割が最終目標で、五泉市の耕地面積 5,090ha の８割は 4,072ha となります。現在の集積面積 3,053ha となっておりますので、それを差し引くと 1,019ha で、令和 11 年度末までの５年間で達成しようとする、単年度あたりの目標面積は 204ha となります。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法としては、①から④のとおりとなっております。

①「地域計画」の作成・見直しについて

②農地中間管理機構等との連携について

③農地の利用調整と利用権設定について

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

①から④までの推進方法となっております。

３．新規参入の促進について、（１）新規参入の促進目標ですが、過去３年間平均の新規参入が５経営体であったため、令和 7 年度から令和 11 年度までに 10 経営体（単年度で 2 経営体）を目指します。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法としては、①から④のとおりとなっております。

①関係機関との連携について

②新規就農フェア等の参加について

③企業参入の推進について

④農業委員会のフォローアップ活動について

４点を定めております。

157 ページの中段であります、「地域計画」の目標を達成するための役割については、５点挙げております。

以上、五泉市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改定について、ご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

説明は、以上になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 5 号・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 5 号・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 6 号

議 長 続きまして、「議第 6 号・令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

議 長 本間次長。

本間次長 はい、それでは私の方から、「議第 6 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。議案書の 161 ページからをご覧ください。

まず、「Ⅰ農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）」「1 農業委員会の現在の体制」についてでございますが、農業委員 19 名、農地利用最適化推進委員 29 名となっております。「2 農家・農地等の概要」ですが、農家数と農業者数については、直近の農林業センサスの数値となっております。認定農業者は 336 名、基本構想水準達成者が 92 名、認定新規就農者が 1 名、農業参入法人 1 経営体となっております。

162 ページになります。「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。「1 最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」でありますが、「①現状及び課題」としまして、管内の農地面積 5,090ha に対して、これまでの集積面積が 3,053ha、集積率は 60.0%となっております。「②目標」ですが、農地の集積の目標年度が令和 11 年度、集積率 80%、今年度改定予定の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」で定めるとおり、集積面積 4,073ha を目標といたしまして、5 年間で達成を目指します。今年度あたりの新規集積面積は 204ha、今年度末の集積面積累計が 3,257ha、集積率については 64.0%が目標となります。

続きまして、ページの中ほど、「(2) 遊休農地の解消」、「①現状及び課題」ですが、草刈り等について直ちに耕作が可能となる緑区分の遊休農地面積は 1.21ha となっております。こちらも令和 11 年度までに「ゼロ」を目指し、引き続き遊休農地率 1%以下を維持することを目標としています。

続きまして、次のページ、163 ページ「(3) 新規参入の促進」ということで、「①現

状及び課題」ですが、令和４年度は１経営体、令和５年度は２経営体、令和６年度は２経営体となっております。「②目標」ですが、令和４年度から令和６年度までの３年間平均で 565ha となりますので、その１割である 56.0ha の権利移動面積を目標として設定しております。

続きまして「２最適化活動の活動目標」「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、前年実績 11.8 日を上回る日数を目標設定することになりますので、月 12 日の最適化活動を目標日数としております。「（２）活動強化月間の設定目標」は、遊休農地の解消、農地の集積を取組項目といたしました。「（３）新規参入相談会への参加目標」は前年度と同様の日数となっております。

説明は以上となります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。

権平孝男 委員
 はい、議長。

議 長 権平孝男 委員。

権平孝男 委員
 ８番 権平です。直近の数値と言われましたが、今年春の農林業センサスの数値は入っていないので、もし、入ればパーセントは上がるということでしょうか。

議 長 事務局より、説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

議 長 本間次長。

本間次長 農林業センサスの実績につきましては、５年に一度となっております。前回の数値となっております。次年度結果が出た段階で来年度の面積に反映させるような形になるかと思います。

議 長 他に無ければ、採決に入ります。
 「議第 6 号・令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 6 号・令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議 長 続きまして、日程 8、報告事項であります。
「報告第 1 号・令和 6 年度農地移動結果について」事務局より説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

議 長 本間次長。

本間次長 はい、それでは私の方から、報告第 1 号 令和 6 年度 農地移動結果についてご説明をいたします。

資料の 167 ページ、「令和 6 年度の農地移動結果について」をご覧ください。農地移動概要について、6 つの項目について過去 3 年の件数、面積について記載しております。それぞれの項目の農地移動件数、面積は、農地台帳システムから各年度の総会で承認されたものを抽出した数字となっています。

項目の一つ目、農地法第 3 条につきましては、農地の権利移動の許可についての件数、面積となっております。農地法第 3 条による農地の貸借、売買、贈与、競売、公売、相続人以外への特定遺贈などが対象となります。

項目の二つ目と三つ目の農地法第 4 条、第 5 条につきましては、農地転用の案件となります。農地を住宅や工場等の建物、資材置場、再生可能エネルギー設備、山林等、農地以外の用途に転用することを農地転用と言いますが、第 4 条転用は、農地所有者が自分で転用する、農地の権利移動が伴わない転用となります。第 5 条転用は、売買や貸借によって農地所有者から買主や借主に農地の権利移動を行う転用のことを言います。

項目の四つ目と五つ目の基盤強化法の所有権移転、利用権設定につきましては、農用地の利用集積を目的とした、基盤強化法による一定条件を満たした、農地の売買、交換、賃貸借のことを言います。

項目の六つ目の中間管理事業につきましては、農地所有者から中間管理機構が農地を借り受け、耕作者へ貸付を行う手続きです。項目の四つ目と五つ目の基盤強化法の権利移動については、法律の改正によって令和 7 年度以降は廃止されて、農地中間管理機構を通した手続きを行うか、農地法第 3 条に基づく許可を得るかのどちらかとなります。

令和 6 年度の農地移動結果については一番右の列の件数、面積となっています。

農地法第 3 条は、55 件、149,391 m²、農地法第 4 条は、3 件、1,599 m²、農地法第 5 条は、50 件、46,722 m²、基盤強化法の所有権移転は、54 件 130,896 m²、基盤強化法の利用権設定は、862 件、4,924,022 m²、利用権設定の内、中間管理事業は、110 件、645,560 m²であります。

説明は以上となります。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもって、令和7年第4回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時5分 閉会)